

地方消費税交付金（社会保障財源分）が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税（国・地方）が5%から8%に、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられており、増収分の地方消費税交付金については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和8年度横瀬町一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

（歳入）

- ・地方消費税交付金（社会保障財源分） 114,000 千円

（歳出）

- ・地方消費税交付金（社会保障財源分）が充てられる社会保障施策に要する経費 770,157 千円

（単位：千円）

区分	事業名	令和8年度 予算額	財 源 内 訳				
			特定財源			一般財源	
			国県 支出金	地方債	その他	地方消費税 交付金 (社会保障 財源分)	その他
社会福祉	障害者福祉費	255,477	190,975	0	168	26,233	38,101
	社会福祉総務費	20	14	0	0	2	4
	老人福祉費	780	0	0	0	318	462
	児童福祉総務費	32,489	6,620	0	0	10,548	15,321
	児童措置費	138,180	124,734	0	0	5,483	7,963
	保育所費	157,221	108,959	0	979	19,280	28,003
	小 計	584,167	431,302	0	1,147	61,865	89,854
医療保険 介護保険	社会福祉総務費	185,990	57,603	0	530	52,135	75,722
	小 計	185,990	57,603	0	530	52,135	75,722
合 計		770,157	488,905	0	1,677	114,000	165,575

※単位未満は四捨五入しているため、合計の数値と内訳が一致しない場合があります。

※歳出（予算額）には、社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障害者・生活困窮者などに対して行う支援に要する経費（事務費・人件費等を除く）を計上しています。

※事業名は横瀬町の区分「目」により分類しています。

※地方消費税交付金（社会保障財源分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。